

令和8年度（R8.10～） 賃上げ環境整備支援事業 一部変更予定のご案内

中小企業・小規模事業者の賃上げと生産性向上をサポート！

対象となる補助金の種類

- ✓ 賃上げ環境整備促進補助金（基本型・人材育成追加型）
- ✓ 中小企業賃上げ・生産性向上サポート補助金（業務改善助成金上乗せ補助）
- ✓ 中小企業賃上げ・生産性向上サポート補助金（経過措置分）

主な変更箇所（予定）※基本型、上乗せ、経過措置分

賃金引上げコースの変更

従前 30円、45円、60円、90円

変更後 50円、70円、90円

引上げ労働者の対象変更

雇用保険被保険者のみを対象

対象となる設備投資等※

特種用途自動車以外の自動車は対象外

※謝金、旅費、借損料、会議費*、雑役務費*、印刷製本費、原材料費、機械装置等購入費、造作費、人材育成・教育訓練費*、経営コンサルティング経費、委託費

*基本型のみ対象経費

申請期限・事業完了期限、賃上げ期間について（予定）

申請期限については、以下のとおりとします。

	申請期限	賃金引上げ期間	事業完了期限
基本型・人材育成追加型	令和9年1月20日	令和8年9月1日～令和9年2月20日	令和9年2月20日
上乗せ※	令和9年2月26日	令和8年9月1日～令和8年10月1日	
経過措置分	令和9年1月20日（予定）	令和8年8月6日～令和8年10月1日	令和9年2月20日

※令和7年10月2日までに国「業務改善助成金」の交付申請を行った事業者の皆さまに対する支援も引き続き実施します。

【その他申請手続き等の変更（予定）】

多くの皆さまに活用していただけるよう、制度を見直します

- ・ 令和8年9月1日以降に賃上げを行った場合は、賃上げ後の申請も可能とします。
- ・ 設備投資等について、交付申請後であれば交付決定前の事前着手を可能とします。（着手前に県の承認が必要です。補助金の交付が確約されるものではありません。）
- ・ 令和8年10月から、中小企業賃上げ・生産性向上サポート補助金（経過措置分）により、国「業務改善助成金」を申請できなかった事業者を支援します。

申請書等の提出先及びお問合せ先

【申請書等の提出先・審査に関すること】

長野県賃上げ・業務改善支援センター（Bizサポ）

（受付時間：平日9時30分～17時30分）

◆電話：050-5805-4878

◆電子メール：ADE.JP.naganobizsapo@jp.adecco.com

【補助金交付要綱、申請書、申請マニュアル等】

県公式ウェブサイトの各補助金ページからダウンロードしてご確認ください。

（長野県公式ウェブサイト ホーム > 仕事・産業・観光 > 労働・雇用 > 賃上げ > 賃上げ環境整備支援事業）
（<https://www.pref.nagano.lg.jp/rodokoyo/tinnage/tinnageshienjigyou.html>）

